

2019年11月1日

環境社会配慮助言委員会委員長 原嶋 洋平

担当ワーキンググループ主査 木口 由香

ミャンマー国東西経済回廊整備事業（フェーズⅡ）

（協力準備調査（有償））

ドラフトファイナルレポートに対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・ 日時：2019年9月27日（金）14:00～18:05
- ・ 場所：JICA 本部（1階 111会議室）
- ・ ワーキンググループ委員：石田委員、織田委員、木口委員、作本委員、錦澤委員
- ・ 議題：ミャンマー国東西経済回廊整備事業（フェーズⅡ）（協力準備調査（有償））に係るドラフトファイナルレポートについての助言案作成
- ・ 配付資料：
 1. JICA 区間分【DFR】JICA-New Sittaung-DFR-04September2019 (1)
 2. JICA 区間分【EIA】JICA-New Sittaung-EIA_Draft-04September2019 (1)
 3. JICA 区間分【RAP】JICA_New Sittaung-Draft_RAP_20190904 (1)
 4. JICA 区間分_シタン橋とツワナ研修所位置図_r1
 5. ADB 区間分【DFR】CostConfidential_ADB-DFR-Main-Aug2019
 6. ADB 区間分【Appendix】Feasibility Study Report Bago-Kyaikto Expressway Volume VI Appendix (V1)
 7. ADB 区間分【Appendix】FS Bago-Kyaikto Volume V Drawings
 8. ADB 区間分【EIA】ADB-Draft EIA_5July2019
 9. ADB 区間分【Appendix】Draft Bago-Kyaikto Expressway_2019-05-02
 10. ADB 区間分【RAP】CostConfidential_ADB-Draft Resettlement PPlan 2019-04-28
 11. ADB 区間分【Appendix】FS Bago-Kyaikto Report Volume IVB Ethnic 2019-04-27
 12. ADB 区間分【Appendix】FS Bago-Kyaikto Report Volume IVC Gender 2019-04-27
 13. ADB 区間分【Appendix】FS Bago-Kyaikto Report Volume IVD Poverty PSA 2019-04-27
 14. ADB 区間分【Appendix】TA9134_MYA_Public_Consultation_Report_2019-08-03
 15. 【助言対応表】ミャンマー国東西経済回廊整備事業（フェーズⅡ）（協力準備調査（有償））
 16. 【回答表】ミャンマー国東西経済回廊整備事業（フェーズⅡ）（協力準備調査（有償））SC案
 17. 【参考 ツワナ研修所】JICA-Thuwana-DFR_Report_CH6_190904
 18. 回答表及び別添資料
- ・ 適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）

全体会合（第 107 回委員会）

- ・ 日時：2019 年 11 月 1 日（金）14:00～17:01
- ・ 場所：JICA 本部（1 階 113 会議室）

上記の会合にて助言を確定した。

助言

環境配慮

1. Important Bird Area / Key Biodiversity Area (IBA/KBA) を通過する本事業に関し、事業対象地は JICA ガイドライン上の重要な自然生息地には該当しないと JICA は判断し、また「ミ」国政府の保護対象地域ではないとのことだが、IBA/KBA が国際的に重要な生息地と評価されていることに鑑み、自然環境への影響の最小化に努めるよう、実施機関に申し入れること。
2. ADB の文献調査で生息の可能性が示唆されている貴重種 (Narrow Sawfish、Broadfin Shark) に関し、本事業前後に予定されている生態系特別モニタリング調査の実施により、影響があるかを確認し、問題がある場合は、適切な対策を講じることを FR に記載すること。
3. 分布や回遊状況、生活史が明らかな魚種が少ない現状を踏まえ、生態系特別モニタリングの中で、可能な範囲で稚魚・幼魚の生息域について確認する旨を FR に記載すること。

社会配慮

4. 苦情処理メカニズム (Grievance Redress Mechanism、以下「GRM」) が適切に機能するように以下の 2 点を実施機関に申し入れ、FR に記載すること。
 - ・ 苦情処理委員会 (Grievance Redress Committee) のメンバーに ADB の GRM のように女性団体や地域からの代表者の女性が複数含まれること。
 - ・ GRM の設置についてはコンサルテーション等の様々な機会を通して、漁業従事者を含めた多様なステークホルダーへ積極的に周知すること。

以上